

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

※書面決裁の場合は報酬及び費用弁償は支給しない。  
(天草市櫻田さんより指導)

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## （目的）

第1条 この規程は社会福祉法人緑新会の法人業務に伴う、役員及び評議員に対する報酬、費用弁済について必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## （理事会及び評議員会又は評議員選任・解任委員会の出席）

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき、又は評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬および実費支弁費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費支弁費の額を超えた場合には、その実費とする。

## （理事及び評議員の報酬及び実費支弁費）

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬および実費支弁費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費支弁費の額を超えた場合には、その実費とする。

## （監事の報酬及び実費支弁費）

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を、指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬および実費支弁費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費支弁費の額を超えた場合には、その実費とする。

## （出張旅費）

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要に応じ事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

## （適用除外）

第7条 施設の職員を兼務する役員はこの規程を適用せず、旅費規程を準用する。

## （附則）

この規則は平成19年4月1日より施行する。

この規則は平成27年12月10日より改正施行する。

この規則は平成29年3月25日に改正し、平成29年1月1日より施行する。

この規則は平成29年6月16日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会出席実費支弁費		
区分	日額報酬	費用弁償
理事	0円	3,000円
監事	0円	3,000円
評議員	0円	3,000円
評議員選任・解任委員	0円	3,000円

別表2 (第4条関係)

報酬および実費支弁費		
区分	日額報酬	費用弁償
理事	10,000円	0円
監事	5,000円	0円
評議員	5,000円	0円

別表3 (第5条関係)

出張による報酬および旅費		
区分	日額報酬	旅費
理事	15,000円	実費
監事	10,000円	
評議員	10,000円	

別表1 (他法人平均) 参考

理事会・評議員会出席報酬	
区分	日額報酬
理事	7,000 円
監事	7,000 円
評議員	7,000 円

別表2

報酬および実費支弁費	
区分	日額報酬
理事	15,000 円
監事	15,000 円
評議員	15,000 円

別表3

出張による報酬および旅費		
区分	日額報酬	旅費
理事	20,000 円	実費
監事	15,000 円	
評議員	15,000 円	